

熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会、通称「KSA」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、会長の所属する事業所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、相談支援事業所に従事する者等に対して、生活していく上で支援を必要とする方の地域生活の充実を図るため、自らの相談支援の資質向上及び地域のネットワークを構築することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者の福祉の増進を目的とする事業
- (2) 情報収集及び情報提供
- (3) 研修会の開催
- (4) 各地域ブロックの活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、熊本県内の障がい者の相談支援事業を運営する事業所及び障がい児・者の相談業務を担当する事業所とする。その他本会が認める団体とする。

(会 費)

第6条 本会の事業を円滑に推進するため、会員は、会費を負担する。

- 2 会費は、年額 1事業所 12,000円とする。
- 3 会費は主に第4条(事業)を行うため使用するほか、日本相談支援専門員協会の会費とする。
- 4 会費は、年度途中での退会時返金を行わない。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会の趣旨に賛同し当会の指定する方法で、事務局へ申込みするものとする。

(退 会)

第8条 本会の会員は、所定の退会手続き方法で事務局へ届け出ることによって会員を解除し、退会できるものとする。

(ブロック組織)

第9条 本会は、県北、県央、県南、熊本市の4つの地域ブロックで構成する。各ブロックの構成については、次のとおりとする。

- ① 県北ブロック：有明圏域、鹿本圏域、菊池圏域、阿蘇圏域
- ② 県央ブロック：上益城圏域、宇城圏域、天草圏域
- ③ 県南ブロック：八代圏域、球磨圏域、芦北圏域
- ④ 熊本市ブロック：中央区、東区、西区、南区、北区

(ブロックの所在地)

第10条 各ブロック組織の所在地は、ブロック長が所属する住所に置く。

(役員を選出)

第11条 役員は、会員の中から総会により選出する。

- 2 県内の障害福祉圏域11圏域より2名程度の役員を選出する。
- 3 本会の会長、副会長、事務局長は役員の中から互選する。事務局次長、事務局員、ブロック長は役員の中から選任する。監事は会員事業所より選任する。
- 4 各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第12条 本会役員の役割は以下の通りとする。

- 2 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または不在のときは会長の職務を代行する。または事務局長に事故ある時などは職務を代行する。
- 4 事務局長は、資金管理と文書発送、諸手続き等本会の事務を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局員は、本会の事務業務を行う。
- 6 ブロック長は、各地域ブロックを代表し、運営に参画する。
- 7 監事は、会務及び会計を監査する。
- 8 役員は、本会の円滑な運営のために協力する。

(ブロック活動)

第13条 地域ブロックは、以下の構成メンバーにより活動を行う。

- 2 選出された役員の中から、ブロック長、運営リーダー、会計を配置する。
- 3 役員の外に協力員を置くことができる

(役員会)

第14条 本会は、第4条(事業)を行うため、必要に応じて役員会を開催する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、事務局員、ブロック長で構成され、必要に応じてその他役員を招集できる。
- 3 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。
- 4 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 5 役員会は、事業報告を取りまとめ、総会に提出する。

(顧問)

第15条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱するものとする。
- 3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、役員会に出席して意見を述べるることができる。

(総会)

第16条 総会は、年1回開催する。

- 2 議決及び承認は出席会員の過半数をもって決するものとする。可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 総会の議長は出席会員の中から互選する。
- 4 総会は、この規約に別に定めるもののほか、事業計画を承認し、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告
 - (2) その他本会の運営に関する重要事項
- 5 臨時総会は、役員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があり、会長が必要と認めたとときに招集することができる。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、事務局長の属する事業所に置き、庶務及び会計を行う。

(予算及び決算)

第18条 本会の運営は、会費、寄付金、その他の収入でまかなう。

- 2 本会の予算は、役員会の議決を経て定め、総会の承認を得るものとする。
- 3 本会の決算は、会計監事の監査を経て、役員会がとりまとめ、総会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成27年3月7日(設立日)より施行する。

本会の最初の事業年度は設立日から平成28年3月31日までとする。

平成29年6月9日 改正

平成31年4月1日 改正

令和3年6月11日 改正

令和5年6月23日 改正

令和8年4月1日 改正